

令和6年度 前期選抜募集要項

福島県立若松商業高等学校

〒965-0875 会津若松市米代一丁目3番31号

電話 0242-27-0753

FAX 0242-29-7380

1 対象学科と募集定員

課 程	学 科	募集定員	特色選抜募集定員	一般選抜募集定員	備 考
全日制	会計ビジネス科	80名	募集定員の 30%程度	募集定員から特色選抜に おいて合格と判定された 者の数を除いた数	通学区域は、県 下一円である。
	情報ビジネス科	80名			

2 出願資格

出願資格については、次の(1)又は(2)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)又は(2)に加えて(3)の条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 別に示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

- (1) 志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は1学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願においては、学科間において、第二志望までの併願を認める。

5 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形・志願者の住所及び氏名を記入したもの）を同封の上、令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。所定の様式による）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 特色選抜志願理由書、顕著な実績報告書[裏面]（本校ホームページよりダウンロードする）
両面印刷し、必要事項を記入する。
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書、顕著な実績報告書[裏面]（上記(1)③に同じ）
 - ③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、「中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の中で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定の様式による）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式による）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（所定の様式による）を交

付する。

- (3) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。

郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書（所定の様式による）を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

9 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 本校各学科間で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期選抜出願先変更願（所定の様式による）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 本校から他校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 前期選抜出願先変更承認書交付願（所定の様式による）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ② 前期選抜出願先変更承認書交付願を受けた後に、本校校長は、前期選抜出願先変更承認書及び前期選抜出願先変更連絡書（所定の様式による）を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式による）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式による）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とするとともに、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。

○ 志願してほしい生徒像

本校は、文武両道の学校づくりを推進し、勉学・資格取得・部活動をとおして人間力（学力・品格・特性、コミュニケーション能力）を高め、社会の形成者として必要とされる資質を備えた生徒を育成している商業高校であり、次のような生徒を求めている。

本校の指定する下記の競技・活動において、優れた能力を有する者、又は顕著な実績を残した者で、入学後、その競技・活動の部活動に所属し、3年間継続する意志のある者。また、学習と部活動を両立する強い意志のある者。

本校の指定する部活動は、次のとおりである。

〈運動部〉 野球（男）、ソフトボール（女）、バスケットボール、バレーボール、
陸上競技、バドミントン、スキー、ソフトテニス、剣道、柔道
〈文化部〉 吹奏楽

さらに、各科においては、

〈会計ビジネス科〉

- ・経済活動や会社経営に必要な会計処理の知識・技能を習得したい者
- ・将来、公認会計士や税理士を目指したい者
- ・簿記検定試験等、資格取得に積極的に挑戦する者

〈情報ビジネス科〉

- ・情報処理に興味を持ち、プログラムの作成について学習したい者
- ・将来、情報処理技術者を目指したい者
- ・情報処理試験等、資格取得に積極的に挑戦する者

① 学力検査

5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。

② 特色選抜志願理由書、顕著な実績報告書[裏面]

本校の当該学科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。裏面については必要項目を記入し、実績がある場合は、その実績も記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は35点満点として、合計170満点とする。

④ 特色面接

個人面接を実施する。本校での学ぶ意欲や目的意識を確認する。面接の結果は点数化し、30点満点とする。

⑤ 特色検査

実技を実施する。実技では、各種技能や基本的な身体能力をみる。実技の結果は点数化し、110点満点とする。

⑥ 選抜資料の満点

全体の満点は、560点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料とする。

① 学力検査

5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、点数化しないが精査する。

12 学力検査、特色面接及び特色検査の日時及び会場

(1) 学力検査

① 期 日 令和6年3月5日(火)

② 日 程 受付 8:00～ 8:20

諸注意 8:30～ 8:50

学力検査

国 語 9:00～ 9:50

数 学 10:10～11:00

外国語(英語) 11:20～12:10 (「放送によるテスト」を含む)

<昼 食>

理 科 13:10～14:00

社 会 14:20～15:10

(2) 特色面接及び特色検査

① 期 日 令和6年3月6日(水)

② 日 程 受付 8:00～ 8:20

諸注意 8:30～ 8:50

面 接 9:00～

<昼食・着替え>

実 技 13:00(予定)～

(3) 会 場 福島県立若松商業高等学校

(4) 準 備 物 ①受験票 ②筆記用具 ③上履き ④昼食

⑤実技に必要な物(別紙参照)

※ 携帯電話等の通信機器及び計算機能や言語表現機能を有するものは、持ち込まないこと。

本校は校地が狭く、保護者の車は駐車できません。受験当日は車での来校を避け公共交通機関等を御利用ください。

なお、正門前の道路は、午前7時から午前8時までは許可車以外通行禁止となっております。

13 追検査等の実施

(1) 追検査等の対象となる志願者

① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
 なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については県教育委員会と協議し、判断する。

また、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

- (2) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。ただし、受験者の状況により、開始時間及び終了時間に変更になる場合がある。

- ① 期 日 令和6年3月11日（月）
- ② 日 程 8：00～ 8：20 受付
 8：30～ 8：50 諸注意

9:00	入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施
14:45	休 憩
15:00	特色面接
16:00	特色検査実技試験
17:00	

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

- ③ 外国語（英語）の検査には「放送によるテスト」を含む
- ④ 会 場 福島県立若松商業高等学校
- ⑤ 準備物 本試験に準ずる
- (3) 追検査等受験の手続き
 - ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
 - ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（所定の様式による）を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
 ただし、中学校卒業後及び卒業見込み以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
 - ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（所定の様式による）を交付する。
- (3) 定員枠については、募集定員の外枠とはしない。
- (4) その他
 - ① 令和6年3月5日（火）の学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者については、別室受験を認める。この場合、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

14 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日（木）正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票を確認し、合格通知書（所定の様式による）及び入学準備に必要な資料を交付する。

- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

15 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（所定の様式による）を令和6年3月7日（木）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた場合、本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡受領書（所定の様式による）を交付する。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

- (2) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。ただし、後期選抜については、前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。
- (3) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式による）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (4) 本要項に記載されていない事項については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(別紙)

実技試験準備物等

〈運動部〉

① 共通種目準備物

共通種目	共通持参物
立ち幅跳び／握力／時間往復走	運動ができる服装、体育館で使用できるシューズ

② 専門種目準備物

部活動	各部指定持参物
野球（男）	運動ができる服装、スパイク又は外用運動靴、グローブ
ソフトボール（女）	運動ができる服装、スパイク又は外用運動靴、グローブ
バスケットボール	運動ができる服装、体育館用シューズ又はバスケットボールシューズ
バレーボール	運動ができる服装、体育館用シューズ又はバレーボールシューズ
陸上競技	運動ができる服装、体育館用シューズ
バドミントン	運動ができる服装（ユニフォームやハーフパンツも可）、体育館用シューズ又はバドミントンシューズ、ラケット
スキー	運動ができる服装、体育館用シューズ
ソフトテニス	運動ができる服装、体育館用シューズ又はインドア用ソフトテニスシューズ（天候によっては外用シューズ）、ラケット
剣道	剣道着（上下）、剣道具一式、竹刀、面マスク、マウスシールド
柔道	柔道着、帯、インナー

※運動部専門種目の実施内容については、当日、提示する。

〈文化部〉

部活動	実施内容	指定持参物
吹奏楽	楽器は吹奏楽で使われる任意の楽器。ただし、ピアノやハープは認めない。打楽器の場合、スネアドラムで受験すること。 ① 管楽器：スケール演奏、2 オクターブ程度、上行形・下行形、$\text{♩}=60$ 程度、八分音符で演奏する。B-dur、C-dur、E♭-dur、g-moll のうち2つ選ぶ。 打楽器：リズム演奏（スネアドラムのみ）四分音符、八分音符、十六分音符、三十二分音符を、それぞれ4拍（四分音符を1拍とする）ずつ演奏する。$\text{♩}=60$、$\text{♩}=80$、のいずれも演奏する。 ② 自由曲1曲（2分以内）オーケストラや吹奏楽のパート譜の演奏は認めない。 ※組曲は1曲とみなす。2分を超えた場合、途中で演奏を止める場合がある。伴奏者は用意しない。伴奏が必要な場合、録音したものとそれを再生するものを各自用意すること。	楽器（楽器の貸し出しは一切行わない。また、受験生同士の貸し借りはできない。） 自由曲の楽譜2部（1部は、実技試験当日、実技監督者に提出する。）